

証券コード 9256  
2025年6月12日  
(電子提供措置の開始日2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区高田馬場一丁目4番15号  
株 式 会 社 サ ク シ ー ド  
代表取締役社長 高 木 毅

## 第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.succeed-corp.jp/ir/library/meetings/>

また、上記のウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択の上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区大久保三丁目8番2号  
住友不動産新宿ガーデンタワー 1階 ベルサール高田馬場  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 第21期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 取締役6名選任の件  
第2号議案 監査役3名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

次の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

- ① 計算書類の株主資本等変動計算書
- ② 計算書類の個別注記表

# 事業報告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善等により緩やかな回復基調で推移しているものの、不安定な国際情勢や円安の進行、物価高など依然として先行きは不透明な状況です。

当社におきましては、教育・福祉業界を対象とした人材サービス及び学習塾・家庭教師などの教育サービスを事業領域としております。

教育業界におきましては、教育現場での教員の長時間労働の実態が浮き彫りになり、教員のなり手不足が深刻化しております。2024年度の教員採用試験における受験者数は約11万3千人、最終合格者は約3万9千人、全国平均の選考倍率が2.9倍となり教員人気の低下に歯止めが掛かっておりません。教員不足解消のため、教員の紹介や派遣を行う民間の人材サービスのニーズは急速に高まってきております。教員の長時間労働の問題を改善させるため、部活動の地域移行や外部人材の活用にも注目が集まっております。国は部活動改革を2023年度より本格化しており、2025年度までを改革推進期間と位置付けています。また、新たにデジタル教育の拠点となる高校「DXハイスクール」の指定が始まるなどデジタル人材のニーズは高まるとともに、テクノロジーを活用した教育現場のDX化が急速に進んでおります。2024年12月には、学校現場における生成AIの適切な利活用を実現するため、文部科学省から「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン (Ver.2.0)」が公表され、教育現場での生成AI活用の重要性が急速に高まってきております。これら生成AIの活用につきましては、今後は受け身の活用にとどまらず、生徒自身による創造的な活用への移向が予想されております。さらに、厚生労働省の発表によると、日本で働く外国人労働者数は過去最高を更新しており、それに伴い日本語学習の支援を必要とする児童生徒も増加し、外国籍児童向け学習塾運営委託の需要が高まってきております。今後、わが国に訪れるであろう多文化共生社会において、言語・文化の相互理解を深めともに生活していくために、日本語教育の重要性はますます高まるものと考えております。

学習塾業界におきましては、少子化による市場の縮小が見込まれる中、大学入試改革等の教育制度改革が進んでおり、顧客のニーズは多様化し、より質の高い教育サービスを求める声が高まっております。そのようなニーズの変化に迅速に対応し、期待に応えるため

にも、優秀な人材の確保が重要課題となっております。

福祉業界におきましては、子育て支援の充実に向けて、認定こども園増設の推進やこども誰でも通園制度の策定などが進む一方、保育士不足が深刻化しております。また保育施設が増加したことで待機児童数が減少した地域がある一方、小学校入学後に親の働き方を変えざるを得なくなるいわゆる「小1の壁」問題が深刻さを増しており、学童保育の需要が高まっております。子育て支援事業者の社会的役割は一段と重要性を増す中、保育士や学童支援員の確保が急務となっております。

以上のような外部環境のもと、当社は「教育と福祉の社会課題を解決し、よりよい未来を創造する」ことをミッションに掲げ、教育と福祉を事業領域としておりますが、どの分野も人手不足が高い水準で続いており、当社の成長を後押しする要因となっております。一方、個別指導教室や学童の出店に対する設備投資や人的投資、家庭教師のWEBページ改修、人材サービスの営業規模拡大に伴う広告費や人材募集費用の増加など、必要な投資を積極的に進めてまいりました。

この結果、当事業年度の売上高は3,469,824千円(前年同期比7.5%増)、営業利益は380,685千円(同14.6%増)、経常利益は380,685千円(同14.4%増)、当期純利益は259,935千円(同16.4%増)となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりとなります。

#### イ. 教育人材支援事業

教育人材サービスにおいては、ニーズの高い教員紹介サービスに集中的に人員を投下したことにより売上高が増加いたしました。部活動の運営受託サービスにおいては、新規顧客の開拓が進み、2024年4月以降では既存の顧客に加え、東京都目黒区、神奈川県横浜市、埼玉県戸田市等の公立学校や、数多くの私立学校から新たに受注いたしました。当事業年度においては、前期と比べ取引法人数及び取引自治体数が増加し、それに伴い売上高も増加いたしました。その他の教育人材サービスにおいては、東京都足立区、大阪府八尾市、兵庫県川西市、三重県多気町、神奈川県鎌倉市、栃木県那須塩原市等、地方自治体との連携による学習支援事業の受注も増加いたしました。加えて、学習塾分野においても、講師不足が全国的に深刻化する中、当社への講師派遣の受注数が増加し、売上が増加いたしました。また、外国人労働者の増加に伴い、日本語教育サービスの問い合わせが増加しております。外国にルーツを持つ子どもに対する学習支援事業を地方自治体から受託し、当期より運営を開始しております。一方、費用につきましては、次年度に向けた人材確保と成長分野への積極的な人的投資を進めた結果、人件費及

び募集費が増加いたしました。

その結果、売上高は1,138,281千円(同7.7%増)、セグメント利益は173,816千円(同22.5%増)となりました。

#### ロ. 福祉人材支援事業

福祉人材サービスにおいては、保育士の人材紹介サービスの売上が減少したものの、学校介助員等の人材派遣サービスの売上が順調に伸び、セグメントの売上高は増加いたしました。一方、積極的な人的投資による人件費及び新規登録者獲得のための募集費が増加いたしました。

その結果、売上高は480,646千円(同10.9%増)、セグメント利益は75,735千円(同13.8%減)となりました。

#### ハ. 個別指導教室事業

個別指導教室事業においては、2023年6月に「本厚木校」、7月に「淵野辺校」及び千葉県初出店となる「新松戸校」、10月に「ペンタスkids中川校」、2024年4月には千葉県2教室目となる「柏校」、12月には東京都初出店となる「六町校」を東京都足立区に、2025年2月には千葉県3教室目となる「流山おおたかの森校」を開校いたしました。今後は神奈川県以外にも新たに新店を行い、首都圏全域を対象としたドミナント展開を行ってまいります。また、新規教室の入塾者数が増加し、売上高も増加いたしました。一方、費用につきましては、広告戦略の見直しにより、広告宣伝費が減少いたしました。

その結果、売上高は1,337,587千円(同8.6%増)、セグメント利益は319,505千円(同22.5%増)となりました。

#### 二. 家庭教師事業

家庭教師事業においては、前期より強化していたプロモーションの成果により、新規顧客からの問い合わせ数が増加し、新規入会件数が増加しました。一方、内部管理体制強化のための人的投資や、先行投資としてのプロモーション費用及び教師募集の費用が増加いたしました。

その結果、売上高は513,310千円(同1.5%増)、セグメント利益は26,236千円(同47.2%減)となりました。

## 事業別売上高

事業区分	第 20 期 (2024年 3 月期) (前事業年度)		第 21 期 (2025年 3 月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
教育人材支援事業	1,057,003千円	32.7%	1,138,281千円	32.8%	81,277千円	7.7%
福祉人材支援事業	433,466	13.4	480,646	13.9	47,179	10.9
個別指導教室事業	1,231,957	38.2	1,337,587	38.5	105,629	8.6
家庭教師事業	505,569	15.7	513,310	14.8	7,740	1.5
合 計	3,227,997	100.0	3,469,824	100.0	241,826	7.5

### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は26,925千円で、主なものは次のとおりであります。

部 門	設備投資額	主な設備投資の内容
個別指導教室事業	25,155千円	六町校及び流山おおたかの森校の新規開校

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 18 期 (2022年 3 月期)	第 19 期 (2023年 3 月期)	第 20 期 (2024年 3 月期)	第 21 期 (当事業年度) (2025年 3 月期)
売 上 高 (千円)	2,591,171	2,939,250	3,227,997	3,469,824
経 常 利 益 (千円)	421,437	399,723	332,679	380,685
当 期 純 利 益 (千円)	280,544	269,088	223,329	259,935
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	87.60	77.31	63.61	72.64
総 資 産 (千円)	2,199,017	2,461,929	2,762,172	3,001,613
純 資 産 (千円)	1,706,922	1,978,011	2,207,336	2,418,302
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	491.14	565.08	617.38	675.71

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社の状況

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### ③重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社みんがく	40,050千円	41.5%	教育分野特化型の生成AIプラットフォーム「スクールAI」の企画、開発、運用

### (4) 対処すべき課題

#### ① 収益力の強化と事業領域の拡大

当社の収益力の強化と事業領域の拡大を図るためには、既存分野も含めた成長領域への経営資源の投資が重要であると認識しております。教育人材支援事業及び福祉人材支援事業においては、1.今後成長が見込まれる公的案件の入札やプロポーザルへの積極参加、2.営業力強化のための積極的な人的投資3.登録者数増加のためのマーケティング部門への積極的な投資を行ってまいります。個別指導教室事業においては、当社がドミナントを形成している地域でのシェアの拡大、及び子育て世代の増加が見込まれる地域での新たなドミナントの形成を行ってまいります。家庭教師事業においては、顧客満足度の向上による既存エリアでの会員数の増加、及び効率的な広告費用の投下による新規顧客の拡大を行ってまいります。

#### ② ブランド価値の向上

当社では、更なる成長を続けていくために、ブランドとサービスの知名度を向上させ、顧客の拡大につなげていくことが重要であると認識しております。SNS等を活用したマーケティングの強化や、認知度の向上と顧客の拡大を図るため、マーケティング部門への積極的な投資を行ってまいります。

③ 人材の採用と育成

当社の今後の継続成長を支えるためには、優秀な人材の確保が重要であり、当社の企業文化に合致した人材の採用と既存社員も含めた全社員の能力及び意欲向上が重要と認識しております。そのためには、優秀な人材の確保に向けた多面的な採用活動を進めるとともに、社員が継続して働けるための人事制度の確立や福利厚生の充実、継続的な賃金の改定等を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業区分	事業内容
教育人材支援事業	学習塾、私立学校、自治体等に向けた教育関連人材サービス
福祉人材支援事業	保育施設、学童施設等に向けた福祉人材サービス
個別指導教室事業	少人数制の学習塾の経営、民間学童施設の運営
家庭教師事業	個人向け家庭教師サービス

(6) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

本社	東京都新宿区
----	--------

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

使用人数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
98	33.4	4.4

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
教育人材支援事業	25名	6名増
福祉人材支援事業	10	4名増
個別指導教室事業	40	1名減
家庭教師事業	11	3名増
全社（共通）	12	—
合計	98	12名増

- (注) 1. 使用人数にはパートタイマー、アルバイト及び派遣社員は含んでおりません。  
 2. 全体（共通）として記載されている従業員数は、マーケティング部及び管理部に所属しているものです。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）  
該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 2. 株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 3,578,700株
- (3) 株主数 1,242名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 木 毅	2,100,000株	58.7%
佐 藤 幹 雄	250,000	7.0
光通信株式会社	217,700	6.1
石 川 修 一	150,000	4.2
前 原 裕 明	150,000	4.2
佐 藤 純	50,000	1.4
森 峰 志	50,000	1.4
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	43,900	1.2
東京短資株式会社	31,100	0.9
株式会社クロノクリエイト	24,000	0.7

(5) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

当事業年度の末日における新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第3回新株予約権
発行決議日		2021年3月30日	2021年6月30日
新株予約権の数		600個	350個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,000株 (新株予約権1個につき25株)	普通株式 8,750株 (新株予約権1個につき25株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり437円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 6,200円 (1株当たり248円)	新株予約権1個当たり 7,200円 (1株当たり288円)
権利行使期間		2023年3月31日から 2031年3月30日まで	2023年7月1日から 2031年6月30日まで
行使の条件		(注) 2	(注) 3
役員 の 保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 600個 目的となる株式数 15,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	社外取締役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 350個 目的となる株式数 8,750株 保有者数 2名

- (注) 1. 2021年8月27日付で、普通株式1株につき25株の株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。
2. (1) 当社の取締役、使用人として新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、使用人の地位を有しているものとする。但し、任期満了による退任、又は、定年退職等、正当な理由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の全部又は一部（但し、1株の整数倍とする）を行使することができる。
- (3) 新株予約権の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の条件については、当社と権利者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
3. (1) 当社の役員・従業員として本新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の役員・従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任又は定年退職等、正当な理由があると当社が取締役会の決議により認めた場合にはこの限りでない。
- (2) 本新株予約権の割当を受けた者は、本新株予約権の全部又は一部（但し、1株の整数倍とする。）

- を行使することができる。
- (3) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
  - (4) 当社株式の価格が a. に定める「ノックアウト・バリア判定期間」の間、一度でも b. に定める「ノックアウト・バリア価格」を下回った場合、当社は、当社の取締役会が定める取得日において、被割当者の新株予約権を無償で取得することができる。
    - a. ノックアウト・バリア判定期間は、2021年7月2日から2031年6月30日までとする。
    - b. ノックアウト・バリア価格は、金273円とする。
  - (5) その他権利行使の条件については、当社本株主総会及び取締役会の決議に基づき、当社と本新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

#### 4. 会社役員 の 状況

##### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 木 毅	
取 締 役	石 川 修 一	個別指導教室事業部部長
取 締 役	前 原 裕 明	家庭教師事業部部長
取 締 役	森 峰 志	福祉人材支援事業部部長、人事広報部部長兼マーケティング部部長
取 締 役	泓 田 翔 平	教育人材支援事業部部長
取 締 役	植 田 庸 平	管理部部長
取 締 役	佐 藤 純	株式会社フライヤー監査役、JPH株式会社監査役
常 勤 監 査 役	松 島 茂 樹	
監 査 役	早 川 淳 一	早川淳一税理士事務所所長
監 査 役	嵯 峨 谷 巖	嵯峨谷法律事務所所長

- (注) 1. 取締役佐藤純氏は、社外取締役であります。  
2. 常勤監査役松島茂樹氏、監査役早川淳一氏及び嵯峨谷巖氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役早川淳一氏は税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の全ての取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯

罪行為や意図的に違法行為を行った場合には補償対象としないこととしております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等

##### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

##### イ. 基本報酬に関する方針

取締役の報酬等は、株主総会により決定した報酬枠の範囲内で、取締役会により委任を受けた代表取締役が決定する。

##### ロ. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬としての賞与は、単年度業績を反映した金銭報酬として前年度の当期純利益等に基づき、支給の有無と支給の場合の総額を決定し、個人別支給額を算出する。

##### ハ. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等を支給しないため、該当なし。

##### ニ. 報酬等の割合に関する方針

上記、ロ. 及びハ. がないため、該当なし。

##### ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

株主総会決議を経て選任された取締役について、同株主総会開催月の翌月末日までに取締役の個人別の年額報酬（業績連動報酬でないもの）を決定し、当該年額報酬を支給対象月にて除した金額を毎月支給する。

また、業績連動報酬としての賞与の支払は、年1回社内での決裁手続きを経て、定時株主総会終了後に支給する。

##### ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

・委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位及び担当

代表取締役社長 高木毅

・委任する権限の内容

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部

・委任を受ける者により委任される権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容

取締役会決議に基づき代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受ける。

ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項  
該当なし

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	80,220千円 (3,300)	80,220千円 (3,300)	一千円 (-)	一千円 (-)	7名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	-	-	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	90,720 (13,800)	90,720 (13,800)	- (-)	- (-)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において年額300,000千円以内（うち、社外取締役年額30,000千円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は1名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2017年6月16日開催の第13期定時株主総会において年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
3. 取締役会は、代表取締役社長高木毅に対し、各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役佐藤純氏は、株式会社フライヤー監査役及びJPH株式会社監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役早川淳一氏は、早川淳一税理士事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役嵯峨谷巖氏は、嵯峨谷法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 佐藤 純	社外取締役に就任以降、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に公認会計士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役 松島 茂樹	社外監査役に就任以降、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に企業経営者の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 早川 淳一	社外監査役に就任以降、税理士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に税理士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 嵯峨谷 巖	社外監査役に就任以降、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。当事業年度開催の取締役会の全回に出席し、主に弁護士の観点から専門的知見に基づき、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、当事業年度開催の監査役会の全回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,160千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,160千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(7) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

当社の会計監査人は、2023年12月26日付で、金融庁から契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 取締役及び使用人が遵守すべき社内規程等を定め、法令、定款等への適合体制を確立する。
  - ロ. 取締役は、他の取締役又は使用人の職務の執行が法令又は定款に適合していない事実を発見した場合、取締役会及び監査役会に報告する。監査役会は、取締役の職務の執行について監査する。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款及び文書管理規程等の社内規程、方針に従い、文書（紙又は電磁的媒体）に記録して適切に保管及び管理する体制を整える。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. 経営上の重要事項に係るリスクについては、取締役会において十分な協議を行う。
  - ロ. 信用リスク、情報漏洩リスク等、個別のリスクについては、それぞれ社内規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会において適切な管理を行う。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 定時及び臨時の取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図り、業務執行に係わる重要な意思決定を機動的に行うとともに、取締役の業務執行の状況を監督する。
  - ロ. 職務執行に関する権限及び責任については、取締役会規程、組織規程、職務権限規程等の社内規程で定め、随時見直すものとする。
  
- ⑤ 監査役会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、合理的な範囲で監査役会の会議事務局がその任にあたるものとし、当該使用人は取締役又は他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

- ⑥ 監査役会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役会の職務を補助すべき使用人を置いた場合には、当該使用人に対して、監査役会の指揮命令に従う旨を周知徹底する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制  
取締役及び使用人は、その分掌業務において会社に著しい損害を与える事実並びに著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した場合、法令及び社内規程に定める方法により、速やかに監査役会に適切な報告を行う。
- ⑧ 監査役会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の監査役会へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ⑨ 監査役会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役会の職務の執行について生ずる費用は、会社法第399条の2第4項に基づき適切に処理する。
- ⑩ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役会は、定期・不定期を問わず、当社におけるコンプライアンス及びリスク管理への取り組み状況その他経営上の課題について代表取締役その他取締役と情報交換を行い、取締役及び監査役会の意思疎通を図る。
  - ロ. 監査役会は、定期・不定期を問わず、内部監査担当及び監査法人等と情報の共有並びに意見交換の場を設けることとし、内部監査担当及び監査法人等との意思疎通を図る。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針  
反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を持たず、一切の不当な要求等に応じないことを基本方針とし、平素から外部専門機関との緊密な連携をとり、担当部門を決めて全社全体として組織的に対処する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査担当者がモニタリングし、改善を行っております。

② 法令順守及びリスク管理に対する取り組み

「コンプライアンス・リスク管理規程」に基づき、当社のリスクの抽出・評価の上、定期的にコンプライアンス・リスク管理委員会を開催し、リスクごとの管理策を検討しております。

③ 取締役の職務執行

当社は取締役の職務執行が効率的に行われていることを確保するため、当社取締役をメンバーとする会議を毎月1回開催し、各取締役の管掌部門の月次業績レビューを行っております。

④ 監査役監査の実効性の確保のための取り組み

監査役は取締役会への出席、常勤監査役による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、常勤監査役は、代表取締役社長及び内部監査担当者と会合を行うことで、情報交換及び相互の意思疎通を図っております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当につきましては、業績及びキャッシュ・フローの状況、並びに配当性向及び配当金額を総合的に勘案しながら、配当水準を継続的に向上していきたいと考えております。また、内部留保金につきましては、事業拡大や今後の事業成長を長期的に維持するための設備投資及び人的投資に活用してまいります。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、剰余金の配当を株主総会の決議によらず、取締役会の決議で行うことができる旨を定款に定めております。

当期の期末配当につきましては、2025年5月13日の取締役会決議において、当社普通株式1株につき16円とし、支払開始日を2025年6月13日といたしました。

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,611,325</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>528,843</b>
現金及び預金	2,365,407	未払金	195,538
売掛金	220,345	預り金	18,548
貯蔵品	3	契約負債	97,283
前払費用	30,509	未払消費税等	54,092
その他	376	未払費用	24,678
貸倒引当金	△5,317	未払法人税等	93,938
<b>固 定 資 産</b>	<b>390,288</b>	賞与引当金	39,566
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>141,385</b>	その他	5,196
建物	137,438	<b>固 定 負 債</b>	<b>54,468</b>
構築物	825	資産除去債務	54,468
工具、器具及び備品	1,614	<b>負 債 合 計</b>	<b>583,311</b>
その他	1,507	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,770</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,418,149</b>
ソフトウェア仮勘定	1,770	資本金	337,670
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>247,132</b>	資本剰余金	277,670
投資有価証券	24,320	資本準備金	277,670
関係会社株式	79,462	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,802,807</b>
敷金	88,804	その他利益剰余金	1,802,807
長期滞留債権	13,360	繰越利益剰余金	1,802,807
繰延税金資産	40,782	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>152</b>
その他	13,761		
貸倒引当金	△13,360	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,418,302</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,001,613</b>	<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,001,613</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,469,824
売上原価	2,831,602
売上総利益	638,222
販売費及び一般管理費	257,537
営業利益	380,685
経常利益	380,685
税引前当期純利益	380,685
法人税、住民税及び事業税	129,714
法人税等調整額	△8,964
当期純利益	259,935

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		株 主 資 本 計 合 計		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	337,098	277,098	277,098	1,592,921	1,592,921	2,207,117	218	2,207,336
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	572	572	572			1,145		1,145
剰 余 金 の 配 当				△50,049	△50,049	△50,049		△50,049
当 期 純 利 益				259,935	259,935	259,935		259,935
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							△65	△65
当 期 変 動 額 合 計	572	572	572	209,886	209,886	211,031	△65	210,966
当 期 末 残 高	337,670	277,670	277,670	1,802,807	1,802,807	2,418,149	152	2,418,302

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～20年

工具、器具及び備品 5年～15年

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込実績額により計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は主に役務の提供であり、顧客との契約に基づいて教育及び福祉に係るサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客が便益を享受する一時点において充足されると判断し、サービスの提供時点で収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1)有形固定資産の減損

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産 141,385千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社が保有する有形固定資産について、現状の事業環境を踏まえた将来キャッシュ・フローの総額を見積り、割引前将来キャッシュ・フローの総額が有形固定資産の帳簿価額を下回る場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値を回収可能価額として帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。なお、将来キャッシュ・フローに使用される前提は、各事業部における事業計画に基づいております。しかしながら、これらの見積り及び当該見積りに用いられた仮定は不確実性を伴うものであるため、予測不能な前提条件の変化などにより事業計画が実際の結果と異なった場合には、翌事業年度の計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2)投資有価証券及び関係会社株式の評価

#### ①当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 24,320千円

関係会社株式 79,462千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

投資有価証券のうち非上場株式及び関係会社株式については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、超過収益力を加味して取得した非上場株式及び関係会社株式については、1株当たりの純資産額に基づく実質価額が取得原価に比べ50%超低下しており、また実績が取得時点の事業計画を一定期間下回る等の理由により超過収益力の低下が認められる場合には、減損処理を実施する方針です。

なお、投資時における超過収益力を検討する際には、過去の実績や入手した投資先の事業計画等を総合的に勘案し検討しております。当該検討には、見積りの要素が含まれておりま

す。翌事業年度において、投資先の業績が事業計画を下回る場合には、減損処理を行う可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 98,134千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 3,578,700株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (総額)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	利益剰余金	50,049千円	14.00円	2024年 3月31日	2024年 6月13日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (総額)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	57,259千円	16.00円	2025年 3月31日	2025年 6月13日

(3) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 40,050株

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、事業活動を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金は主として自己資金で充足しております。

また、一時的な余資の運用は短期的な預金等に限定しております。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金（長期滞留債権含む）は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券及び関係会社株式は、非上場株式であり、発行体の信用リスクを伴っております。

敷金については、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1か月以内の支払期日であります。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、与信管理規程に従い営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、管理部が取引相手ごとに期日及び残高を報告連携することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、投資有価証券及び関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

##### b. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、原則として必要資金は自己資金により賄っており、一時的な余資の運用は短期的な現預金等により、手許流動性を維持、管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未払金、未払法人税等及び未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
① 敷金	88,804千円	83,456千円	△5,347千円
② 長期滞留債権 (※1)	13,360	13,360	
貸倒引当金	△13,360	△13,360	
	—	—	—
合計	88,804	83,456	△5,347

(※1) 長期滞留債権は、全額貸倒引当金を計上しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区 分	当事業年度
非上場株式	103,783千円

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債  
該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区 分	時 価			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
敷金	—千円	83,456千円	—千円	83,456千円
合計	—	83,456	—	83,456

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金

これらの時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

資産除去債務	17,167千円
賞与引当金	12,117千円
未払事業税	6,319千円
貸倒引当金	7,957千円
その他	6,226千円
繰延税金資産合計	49,788千円

#### 繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△9,005千円
繰延税金負債合計	△9,005千円
繰延税金資産の純額	40,782千円

### 9. 持分法損益等に関する注記

関連会社に関する事項

(1) 関連会社に対する投資の金額	79,462千円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	79,462千円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	一千円

(注) 持分法を適用した場合の投資利益の金額について、みなし取得日が期末のため投資利益は生じておりません。

### 10. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 収益の分解

当社は、教育人材支援事業、福祉人材支援事業、個別指導教室事業及び家庭教師事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、人材紹介手数料・人材派遣料、及び授業料であります。また、各事業の売上高は、教育人材支援事業1,138,281千円、福祉人材支援事業480,646千円、個別指導教室事業1,337,587千円及び家庭教師事業513,310千円であります。

### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	193,525千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	220,345
契約負債（期首残高）	90,988
契約負債（期末残高）	97,283

## 12. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 675円71銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 72円64銭  |

### 13. 重要な後発事象に関する注記

#### 【株式取得による子会社化】

当社は、2025年1月23日開催の取締役会において、株式会社みんがくの株式を取得し、子会社化することについて決議し、2025年1月23日付で株式譲渡契約を締結いたしました。

これに基づき、2025年1月24日付で第三者割当により株式の41.5%を取得いたしました。

また、2025年4月8日付で株式の11.7%を取得し、子会社となっております。

#### 1 企業結合の概要

##### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社みんがく

事業の内容：教育分野特化型の生成AIプラットフォーム「スクールAI」の企画、開発、運営等

##### (2) 目的

株式会社みんがくは、教育特化の生成 AI 活用プラットフォーム「スクール AI」を持ち、その企画・開発・運営を中心に、教育現場へ生成 AI の導入を支援する総合教育 DX 推進コンサルティング事業を展開しており、学校教育現場における生成 AI を活用したデジタルトランスフォーメーション (DX) の最前線を担っています。教育現場における教員の負担軽減、それによる教育の質の向上を、人材サービスを通して目指してきた当社と、生成 AI を用いて教育現場の課題を解決し、個別最適化された教育環境を目指していく株式会社みんがくのビジョンが一致し、株式取得を決定いたしました。株式会社みんがくの子会社化により、当社の事業ポートフォリオは、生成 AI を活用した新たな成長領域を取り込むことで大きく拡大し、社会課題解決型ビジネスの推進を通じて、企業価値の更なる向上が見込まれます。

##### (3) 企業結合日

2025年4月8日

##### (4) 企業結合の法的形式

株式取得

##### (5) 企業結合後の企業の名称

変更ありません。

##### (6) 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持分比率

①第三者割当による取得

取得する株式の数	710株
取得価額	78,100千円

②譲受による取得

取得する株式の数	200株
取得価額	22,000千円

③株式取得後の持分比率

53.2%

2 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザーに対する報酬・手数料等（概算額）	500千円
------------------------	-------

3 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

4 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

株式会社サクシード  
取締役会 御中

### 太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石原 鉄也  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梶野 健  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サクシードの2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に関する注記（株式取得による子会社化）に記載のとおり、会社は、2025年4月8日付で株式会社みんがくの株式の過半数を取得して子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の執行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月28日

株式会社サクシード 監査役会

常勤監査役 松 島 茂 樹 ㊞

社外監査役 早 川 淳 一 ㊞

社外監査役 嵯 峨 谷 巖 ㊞

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	たかぎ つよし 高木 毅 (1967年8月16日)	1992年4月 国際証券株式会社入社 1994年4月 株式会社タートルジヤパン入社 1997年4月 同社取締役 2004年4月 当社設立 当社代表取締役社長(現任)	2,100,000株
	【選任理由】 高木毅氏を取締役候補者とした理由は、当社設立以来代表取締役社長として経営を担い、豊富な経験と実績を有しております。また、企業価値向上に資する様々な経営課題に対し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップが期待できることから、取締役候補者としたしました。		
2	いしかわ しゅういち 石川 修一 (1972年2月28日)	1993年4月 株式会社タートルジヤパン入社 2000年9月 株式会社ノーバス入社 2004年10月 当社入社 2005年4月 当社個別指導教室事業部部长 2006年12月 当社取締役個別指導教室事業部部长(現任)	150,000株
	【選任理由】 石川修一氏を取締役候補者とした理由は、入社以来個別指導教室事業に携わり、幅広い業務経験及び知識を有しております。現在は個別指導教室事業部部长として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大のための新規出店の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者としたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	もり たかし 森 峰 志 (1980年3月24日)	2008年6月 当社入社 2013年4月 当社教育人材支援事業部部長 2017年6月 当社取締役教育人材支援事業部部長 2020年4月 当社取締役福祉人材支援事業部部長 2022年4月 当社取締役人事広報部部長(現任) 2023年4月 当社取締役マーケティング部部長(現任) 2024年4月 当社取締役福祉人材支援事業部部長(現任)	50,000株
	【選任理由】 森峰志氏を取締役候補者とした理由は、入社以来教育人材支援事業や福祉人材支援事業に携わるなど、幅広い業務経験及び知識を有しております。現在は人事広報部部長、マーケティング部部長、福祉人材支援事業部部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		
4	ふけ だしょう へい 泓 田 翔 平 (1988年1月5日)	2012年4月 当社入社 2020年4月 当社教育人材支援事業部部長 2021年6月 当社取締役教育人材支援事業部部長(現任)	5,000株
	【選任理由】 泓田翔平氏を取締役候補者とした理由は、入社以来個別指導教室事業、教育人材支援事業に携わり、豊富な経験及び知識を有しております。現在は教育人材支援事業部部長として事業部全体を牽引し、当社主力事業の拡大、新規事業推進の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		
5	うえ だ よう へい 植 田 庸 平 (1980年11月8日)	2007年12月 あずさ監査法人 (現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録(現任) 2020年4月 当社入社 2021年4月 当社経営企画部部長 2021年6月 当社取締役経営企画部部長 2022年4月 当社取締役財務経理部部長 2023年4月 当社取締役管理部部長(現任)	—
	【選任理由】 植田庸平氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士として専門的な知識と幅広い経験を有しております。現在は管理部部長として当社成長戦略の立案、推進の中核を担っており、経済状況や事業環境の変化に迅速に対応し、財務及び戦略に関する適切な経営を実践するとともに、情報管理体制の強化やコーポレート・ガバナンスの強化の中心的役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といたしました。		

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	さとう じゅん 佐藤 純 (1974年11月1日)	2001年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2005年4月 公認会計士登録 (現任) 2016年6月 当社社外取締役 (現任) 2019年3月 株式会社スカイパレスアソシエイツ取締役 2019年5月 株式会社リオ・ホールディングス取締役・ 監査等委員 2021年9月 株式会社フライヤー監査役 (現任) 2023年9月 JPH株式会社監査役 (現任)	50,000株
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>  佐藤純氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンス体制強化が適切に行われ、当社の持続的な成長と企業価値向上に資することが期待されるため、適任であると判断しております。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 高木毅氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。  
3. 佐藤純氏は、社外取締役候補者であります。  
4. 佐藤純氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。  
5. 当社は、佐藤純氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。  
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求（株主代表訴訟を含みます。）等に起因して、被保険者が被る損害（防御費用、損害賠償金及び和解金）を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。  
7. 当社は、佐藤純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員は、本総会終結のときをもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	まつしま しげき 松島茂樹 (1953年10月2日)  監査役在任年数 6年 (本総会終結時)	1976年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 2004年4月 みずほ証券株式会社常務執行役員インターナショナルコントロールグループ長 2012年1月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社常勤監査役 2014年7月 株式会社かんぽ生命保険監査委員会事務局統括役 2016年6月 株式会社ゆうちょ銀行専務執行役 2018年6月 みずほ証券株式会社理事 2019年6月 株式会社コガネイ監査役 2019年6月 当社監査役(現任)	—
【選任理由】 松島茂樹氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が企業経営者として豊富な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。			
2	はやかわ じゅんいち 早川淳一 (1973年6月3日)  監査役在任年数 16年 (本総会終結時)	2004年9月 上田税理士事務所入所 2009年6月 当社監査役(現任) 2012年6月 早川淳一税理士事務所所長(現任)	3,750株
【選任理由】 早川淳一氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が税理士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の社外監査役として当社の監査に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴及び当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
3	さ が や つ よ し 嵯峨谷 巖 (1973年9月6日)  監査役在任年数 5年4か月 (本総会終結時)	2001年10月 弁護士登録(現任) 2001年10月 ときわ総合法律事務所入所 2004年1月 弁護士法人大江橋法律事務所入所 2007年10月 ときわ法律事務所入所 2010年1月 嵯峨谷法律事務所開設同事務所所長(現任) 2020年2月 当社監査役(現任)	—
	<p><b>【選任理由】</b>  嵯峨谷巖氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として専門的な知識と幅広い経験を有しており、それらを当社の監査等に活かしていただきたいためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松島茂樹氏、早川淳一氏及び嵯峨谷巖氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社と松島茂樹氏、早川淳一氏及び嵯峨谷巖氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含みます。)等に起因して、被保険者が被る損害(防御費用、損害賠償金及び和解金)を当該保険契約によって填補することとしております(ただし、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合を除く)。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、松島茂樹氏、早川淳一氏、嵯峨谷巖氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏が再任された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区大久保三丁目8番2号  
住友不動産新宿ガーデンタワー1階  
ベルサール高田馬場

交通 J R高田馬場駅戸山口より徒歩約4分  
西武新宿線高田馬場駅戸山口より徒歩約5分  
東京メトロ東西線高田馬場駅5番出口より徒歩約6分  
東京メトロ副都心線西早稲田駅2番出口より徒歩約7分



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。